奥池ロッジ宿泊約款

20241101 改定

(適用範囲)

第 1 条　奥池ロッジ(以下、「当館」という。) が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条　当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者氏名（団体の場合は、代表者氏名、団体名）、住所、連絡先電話番号、メールアドレス

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金 (原則として別表第 1 の宿泊料による。)

(4)その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

3. 宿泊の申し込みは、宿泊予定日の 6 か月前から受け付けます。

4. 日曜・祝日、年末年始、施設・設備等の点検・整備を行う日、天災その他やむを得ない事情により開館できない日を休館日とし、この日はご利用いただけません。

5. 休館日前日のご利用は 17 時までといたします。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条　宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条　前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に

応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条　当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 同条 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(6)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9)兵庫県旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条　宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.　当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3.　当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 7 条　当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7)兵庫県旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。

(8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、当館が宿泊前に送付する「奥池ロッジ利用申込書」に次の事項を登録いただき、フロントにて「奥池ロッジ利用申込書」の記載内容を確認いたします。

(1) 宿泊客の住所、氏名、年齢、性別、連絡先電話番号、メールアドレス、職業。外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(2)出発日及び出発予定時刻

(3)その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 9 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1)超過 3 時間までは、室料金の 25%

(2)超過 6 時間までは、室料金の 50%

(3)超過 6 時間以上は、室料金の 100%

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は当館のホームページ、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の利用案内等でご案内いたします。

(1)フロントサービス時間:

イ.門限：午後 11 時

ロ.フロントサービス：午前 7 時～午前 0 時

(2)飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食：午前 7 時 30 分～同 8 時 30 分
ロ.昼食：午前 11 時 45 分～午後 1 時 15 分
ハ.夕食：午後 6 時～午後 8 時
二.その他の飲食等：午後 6 時～午後 11 時
(3)研修施設利用時間：午前 6 時～午後 11 時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、当館のホームページ又は館内掲示にてお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条　宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金又は当館が定めた方法により、原則として、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

4.宿泊者以外の者が宿泊料金等を支払う場合は「奥池ロッジ利用申込書」に費用の支払者を記載し、当館の承諾を得ることとします。なお、費用の支払者が宿泊料金等を支払わなかった場合には、宿泊者において宿泊料金等を支払っていただきます。

(当館の責任)

第 13 条　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条　当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、別表第 2 に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の物品等の取扱い)

第 15 条 当館では、宿泊客の物品又は現金並びに貴重品についてお預かりいたしませんので宿泊客ご本人に管理して頂きます。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際

お渡しします。

2. 前項の場合における宿泊客の手荷物について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめその種類及び価額の明告を受けなかった貴重品等については、当館は5万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、法令に基づいて処理させていただきます。
4. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害（当館の施設の修繕費用を含むが、これに限られないものとします。）を賠償していただきます。

(約款の変更)

第19条 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、宿泊客の事前の承諾を得ることなく、民法の規定に基づいて変更します。

2. 本約款の変更は、変更後の規定の内容及びその効力発生日を、当館のホームページに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本約款を変更する場合には、変更内容等を記載した書面を客室内に備え置きます。

2024 年 11 月 1 日実施

別表第1　宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>内　訳</th></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊客が支払うべき総額</td><td>宿泊料</td><td>室料、朝食・昼食・夕食等の飲食料</td></tr>
<tr><td>研修室料金</td><td>研修室利用料金（早朝、午前、午後、夜間、深夜区分）
研修用貸出機材利用料金</td></tr>
<tr><td>税金</td><td>消費税</td></tr>
</table>

備考　1　室料は添付資料1に掲示する料金表によります。

2　宿泊料は小学生以上に適用します。

小学生未満の幼児はご利用できません。

(チェックイン時に年齢確認出来るものを提示して頂きます。)

別表第2　　室料違約金 (第6条第2項関係)

	対象人泊数（①②は、お申込み時点での数）	契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	2週間前	1ケ月前
支払額（%）	①20名以上	100%	100%	100%	50%	20%
	人数の減（２０%以内）	100%	100%	100%	-	-
	②19名以下	100%	100%	100%	-	-

備考 1.　%は、室料に対する違約金の比率です。

2.　連泊予約において全ての宿泊日を取消した場合、宿泊日すべてに対して、上記の違約金が発生いたします。

3.　連泊予約において一部の宿泊日を取消した場合、その取消した宿泊日全てに対して、上記の違約金が発生いたします。

4.　２０名以上のご予約の場合、お申込み時点での人数から、一部人員減少が発生した場合、取り消した人数に対して人数減の違約金が発生いたします。
予約人数に対する人数の減の割合が２０%超となった場合は、その時点で　①２０名上の違約金が発生します。

5.　宿泊日当日の午後８時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を２ 時間経過した時刻）を経過した場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

6.　契約解除の通知日が、当館の休館日であった場合は、休館日後の開館日を該当の通知日とさせていただきます。

飲食料違約金 (第6条第2項関係)

	当日		前日		2日前		3日前		前週木曜日まで	
	解除	追加	解除	追加	解除	追加	解除	追加	解除	追加
食事（朝食・昼食・夕食、つまみ）	100%	不可	午前までの連絡なら0%	不可	0%	不可	0%	可	0%	可
特別食・鍋物	100%	不可	100%	不可	午前までの連絡なら0%	不可	0%	不可	0%	可

備考　1.　%は、飲食料に対する違約金の比率です。

2.　「追加」とは、食事の追加を希望される場合、お受けできる期間です。

3. 飲食料違約金の通知日が、当館の休館日であった場合は、休館日後の開館日を通知日とさせていただきます。

添付資料 1　　室料（税込　円）

部屋	料金	２名使用	3～4 名使用
特別室（スペシャルルーム）	7,986		
１人部屋	6,655		
２人部屋（１人あたり）	7,194	5,599	
４人部屋（１人あたり）	7,458	5,995	5,060
和室	7,194	5,599	5,060